

花巻市の男女共同参画に関する施策について

男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
(男女共同参画社会基本法第2条より)

■法令・条例との関係

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日施行）

市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。（第14条第3項抜粋）

岩手県男女共同参画条例（平成14年10月9日施行）

県は、市町村が行う男女共同参画計画等の策定や市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（第18条抜粋）

花巻市男女共同参画推進条例（平成18年1月1日施行）

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（第4条抜粋）



■第2次花巻市男女共同参画基本計画「^{みんな}男女が互いに認め合い、ともにきらめくまち」（平成28年3月策定）の実現に向けて

計画の概要

基本計画概要版を参照

計画の推進体制

諮問機関	庁内推進組織	地域での推進
男女共同参画審議会 男女共同参画の推進に関し識見を有する者で組織 「基本計画の策定及び変更に関すること」「その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること」を調査審議する。	男女共同参画推進幹事会 市における男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むため設置。 男女比や年代構成を勘案し、市長が指名する職員で組織。職員に対する男女共同参画の意識啓発に関することを主な所管としている。	男女共同参画推進員 地域における男女共同参画を円滑に推進するため、県の男女共同参画サポーター養成講座修了者などを委嘱。



＜花巻市男女共同参画推進条例＞（審議会関係条項）

- ・基本計画の策定（第8条第2項）
- ・基本的施策（第9条第1項第4号）
- ・男女共同参画審議会（第13条～第16条）
- ・庶務～審議会の庶務は地域振興部において処理（第17条）

